徳島文理大学における内部質保証方針

令和5年11月21日制定

徳島文理大学は、「建学精神」に基づく「教育研究上の目的」の実現に資するため、以下の方針を 定めて内部質保証を推進する。

1 内部質保証の基本方針

- (1) 教育、研究、社会貢献等の活動状況について、PDCAサイクルを恒常的に循環させ、自主的 ・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起 点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質の向上を保証する。
- (2) 内部質保証の推進及び内部質保証システムの検証等については、学長を委員長とする「自己 点検・評価委員会」がその責任を担うものとする。また、「自己点検・評価委員会」の下に「自 己点検・評価実施委員会」を置き、各学部・研究科等、各事務部局、各委員会等において教 育活動等の質の向上に向けた取組を行う。
- (3) 自己点検・評価は、公益財団法人 日本高等教育評価機構が定める評価基準に準拠して毎年度 実施する。
- (4) 教育活動における学修成果等については、アセスメント・ポリシーに則り、恒常的に測定・ 評価を行う。
- (5) 教務課で収集されるIR情報及び教育研究支援課で取りまとめられるエビデンス等関連データ を活用し、学修成果等の現状を分析・評価する。
- (6) 定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、 実行する。自己点検・評価の結果及び改善状況についてはホームページ等を通じて積極的に 公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。
- (7) 自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るために、学外有識者等の外 部評価者の意見を得ることで、その客観性・社会的妥当性を担保する。

2 内部質保証の組織

内部質保証の基本方針を実現するために、以下の各責務を持つ組織を置く。

(1) 自己点検·評価委員会

「徳島文理大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、全学的な自己点検・評価の基本方針や実施計画、自己点検評価書の作成並びに公表、自己点検・評価結果に基づく改善、第三者機関による認証評価などについて審議する。

(2) 自己点検・評価実施委員会

「自己点検・評価委員会」の下に「自己点検・評価実施委員会」を置き、学園本部をはじめとする各事務部局、各学部・研究科、教育開発機構等において、自主的・自律的に教育研究活動等の質の向上に向けた取り組みを行えるよう、全学的な観点から内部質保証を推進するための取組を行う。

(3) 教育開発機構

「教育開発機構」は、学長の諮問に応え、教育研究活動を円滑に行うことを目的に各種委員会(①全学教務委員会、②全学入試委員会、③全学共通教育研究部会、④FD研究部会)が設置され、教育や研究に関する広範な問題に対応しており、学部横断的な活動を推進している教員組織と事務組織が協力しあって討議・運営する。学長の意思決定に当たり、多様なルートを通じて関係者の意思疎通を図る。

① 全学教務委員会

「全学教務委員会」は、入学者アンケート結果、授業評価アンケート結果、国家試験合格率など、IR情報等をもとに、専門授業科目や一般総合科目(一般教養科目)のあり方、それに付随する大学の三つのポリシーや教育課程の改善・充実、「学習ポートフォリオ」、「ディプロマサプリメント」等の検討等、教育課程に関わる全般的な内容について審議検討する。また、大学を取り巻く変化に対応し、教育の質を保証するため、全学教務委員会を核として全学的に三つのポリシーを見直していく。

② 全学入試委員会

常に社会や志願者のニーズを注視するとともに、アンケート(受験者・オープンキャンパス 参加者・入学辞退者)調査や授業評価アンケート等から志願者や在学者からの声も参考にす るとともに、アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験の実施方針、日程、実施教科・ 科目等、入学試験のあり方について、毎年検討し、年度ごとに検証を行い、必要な見直しを 行う。

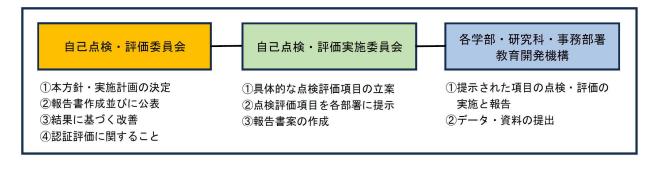
③ 全学共通教育研究部会

一般総合科目(一般教養科目)や文理学(全学共通教育科目)などの全学共通教育や教養教育の教育課程、全学共通教育科目の履修、授業の改善・充実に関することを審議する。

④ FD研究部会

FD研究部会は、授業改善や学生理解のための研修会等を行うとともに、全学的な授業評価アンケート、卒業予定者の大学生活満足度アンケート等を実施し、その結果を分析・公表することにより、学位プログラムレベル・授業科目レベルにおける教育の充実と改善に資する資料を提供する。

【自己点検・評価体制】



【教育開発機構】

